

福県医発第 1804 号（総）

平成 19 年 1 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武



毎月勤労統計調査「第一種事業所調査」「第二種事業所調査」
に対する調査協力依頼について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 31 回全理事会(H19. 1. 11)にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

第一種事業所の調査は、福県医発第 1176 号（総）でお知らせしております、調査対象となる事業所に調査をお願いすることとしております。

第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する事業所を、統計調査員が平成 19 年 1～2 月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数などの事業所の属性を調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった 5～29 人雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。指定された場合、平成 19 年 7 月分から、原則として 18 か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成 19 年 7 月に統計調査員は調査依頼の訪問を、8 月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

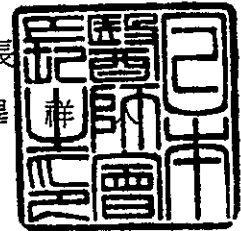


平成 18 年 12 月 25 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



平成 19 年毎月勤労統計調査の協力について (依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(指定統計第 7 号)を実施しております。

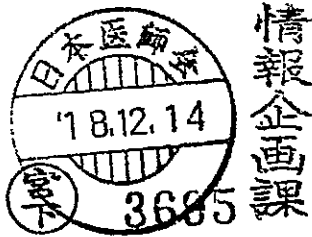
この度、平成 19 年調査として「第一種事業所調査」と「第二種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票 (第一種事業所調査及び第二種事業所調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
7. 第二種事業所調査 指定調査区 市区町村名一覧 (第 2 組)

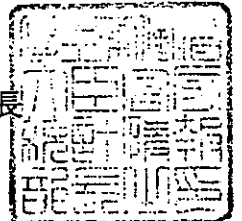




統発第1201005号
平成18年12月6日

日本医師会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

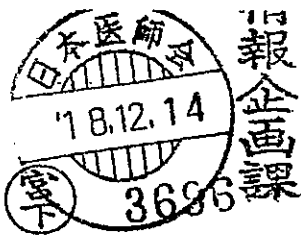


毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所の調査協力依頼について

厚生労働省が実施しております毎月勤労統計調査（指定統計第7号）につきましては、日頃から御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は、毎月の賃金、労働時間及び雇用の動きを明らかにすることを目的として実施しております。このたび、平成19年1月分から調査対象となる事業所について、統計理論に基づき選定し、各都道府県を通じ予備調査を実施しましたところ、貴会会員の所属する事業所のうち該当する事業所に調査をお願いすることとなりました。現在、各都道府県の毎月勤労統計調査担当課より、指定書等の関係書類が送付されているところです。つきましては、調査の趣旨を御理解いただき、調査対象事業所から協力が得られますよう、格段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、御参考までに調査要綱及び調査票を添付いたします。

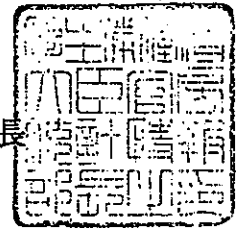


日本医師会長 殿

統発第1208006号

平成18年12月11日

厚生労働省大臣官房統計情報部長



毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（指定統計第7号）の実施につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を2種類に分け、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、5～29人雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた事業所を、統計調査員が平成19年1～2月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生產品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった5～29人雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成19年7月分から、原則として18か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成19年7月に統計調査員は調査依頼の訪問を、8月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨を御理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力量格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」、「まいきん」及び「毎勤オンラインシステムのお知らせ」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

「第一種事業所」

別添

都道府県	一連番号	産業	名称	郵便番号	所在地
40	0022	N 731	(医)北九州病院	803-0812	北九州市 小倉北区 室町3丁目1-2 北九州健診ビル3階
40	0049	N 731	社会保険小倉記念病院	802-0073	北九州市 小倉北区 貴船町1-1
40	0053	N 731	(医)北九州病院北九州総合病院	800-0295	北九州市 小倉南区 湯川5丁目10-10
40	0055	N 731	労働者健康福祉機構九州労災病院	800-0252	北九州市 小倉南区 葛原高松1丁目3-1
40	0061	N 731	(医)社団新日鐵八幡記念病院	805-8508	北九州市 八幡東区 春の町1丁目1-1
40	0062	J 579	製鉄給食株式会社、新日鐵八幡記念病院栄養管理室	805-8508	北九州市 八幡東区 春の町1丁目1-1 新日鐵八幡記念病院内栄養管理室
40	0066	N 731	(財)厚生年金事業振興団九州厚生年金病院	806-0034	北九州市 八幡西区 岸の浦1丁目8-1
40	0077	N 731	産業医科大学病院	807-0804	北九州市 八幡西区 医生ヶ丘1-1
40	0094	N 731	(医)原土井病院	813-8588	福岡市 東区 青葉6丁目40-8
40	0098	N 731	医療法人財団池友会福岡和白病院	811-0213	福岡市 東区 和白丘2丁目11-17
40	0139	N 731	(医)原三信病院	812-0033	福岡市 博多区 大博町1-8
40	0171	N 731	(福)恩賜財団済生会支部福岡県済生会福岡病院	810-0001	福岡市 中央区 天神1丁目3-46
40	0189	N 731	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	810-0073	福岡市 中央区 舞鶴3丁目5-27
40	0214	N 731	福岡赤十字病院	815-8555	福岡市 南区 大楠3丁目1-1
40	0219	N 731	(医)南川整形外科病院	819-0002	福岡市 西区 姪の浜4丁目14-17
40	0220	N 731	(医)白十字会白十字病院	819-8511	福岡市 西区 石丸3丁目2-1
40	0225	N 731	(学)福岡大学福岡大学病院	814-0133	福岡市 城南区 七隈7丁目45-1

※厚生労働省調査のために任意で番号を付しております。

都道府県	一連番号	産業	名称	郵便番号	所在地
40	0239	N 731	(医)雪ノ聖母会聖マリア病院	830-8543	久留米市 津福本町422
40	0243	N 731	(学)久留米大学病院	830-0011	久留米市 旭町67
40	0262	N 731	株式会社麻生飯塚病院	820-8505	飯塚市 芳雄町3-83
40	0268	N 731	(財)福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院	826-0023	田川市 上本町10-18
40	0281	N 731	(医)社団高邦会高木病院	831-0016	大川市 大字酒見141-11
40	0296	N 731	特定(医)徳洲会福岡徳洲会病院	816-0864	春日市 須玖北4丁目5
40	0300	N 731	宗像久能病院	811-4143	宗像市 三郎丸519-2
40	0325	N 731	(医)社団水光会宗像水光会総合病院	811-3207	福津市 大字上西郷341-1
40	0343	N 731	(医)聖峰会田主丸中央病院	839-1213	久留米市 田主丸町大字益生田892
40	0367	N 731	北九州市立八幡病院	805-0061	北九州市 八幡東区 西本町4丁目18-1
40	0370	N 731	九州大学医学部附属病院	812-8582	福岡市 東区 馬出3丁目1番1
40	0375	N 731	国立病院九州医療センター	810-8563	福岡市 中央区 地行浜1丁目8番1号
40	0378	N 731	国立療養所福岡東病院	811-3195	古賀市 千鳥1丁目1番1
40	3051	N 731	(医)正和中央病院	807-0856	北九州市 八幡西区 八枝3丁目13-1
40	3199	N 731	宮城病院	811-3207	福津市 大字上西郷392-1

※厚生労働省調査のために任意で番号を付しております。

毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区 市区町村名一覧

第2組

都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名	都道府県	市区町村名
福岡県	北九州市 門司区	福岡県	田川市	福岡県	糟屋郡 宇美町
福岡県	北九州市 八幡東区	福岡県	筑紫野市	福岡県	糟屋郡 粕屋町
福岡県	福岡市 博多区	福岡県	大野城市	福岡県	三井郡 大刀洗町
福岡県	福岡市 中央区	福岡県	古賀市	福岡県	京都郡 荻田町
福岡県	福岡市 早良区	福岡県	飯塚市	福岡県	築上郡 築上町

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

イ 鉱業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 情報通信業

ヘ 運輸業

ト 卸売・小売業

チ 金融・保険業

リ 不動産業

ヌ 飲食店、宿泊業

ル 医療、福祉

ヲ 教育、学習支援業

ワ 複合サービス事業

カ サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

イ 全国調査及び地方調査

常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。

ロ 特別調査

調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。

- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする指定統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を

控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

- イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

- ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成14年10月1日から実施し、旧要綱は、平成14年9月30日をもって廃止する。